

町内会活動保険の手引き

【 保険の加入について 】

この保険は、町内会活動中の万が一の事故に備え、安心して町内会活動を行っていただくため、苫小牧市町内会連合会が各町内会を取りまとめた上で、代表者となり契約をし、町内会活動中に起きた事故に対応する補償制度です。

この保険制度の運営は、費用の一部について苫小牧市から助成を受けた上で、苫小牧市町内会連合会と各町内会が負担して運営いたします。

それぞれの町内会が保険契約の手続きを行う必要がなく、負担いただく年間保険料の軽減が図れます。

苫小牧市町内会連合会

保険の概要について

この保険は、町内会（自治会）活動中に偶然に発生した事故に対処するため 次の3つの補償により構成されています。

- 傷害補償 . . . 住民の傷害事故を補償
 (住民が負傷などの傷害を負った場合に支払われるもの)
- 賠償責任補償 . . . 第三者への賠償事故を補償
 (町内会及び住民が第三者に対して賠償をするもの)
- 傷害見舞費用補償 . . . 来賓などの傷害事故に対する見舞金
 (住民以外の方が負傷された場合に一時的に見舞金を支払うもの)

補償の対象となる方

- 傷害補償 . . . 役員・住民
- 賠償責任補償 . . . 町内会・役員・住民
- 傷害見舞費用補償 . . . 町内会
- この保険でいう町内会（範囲）とは？

地域コミュニティを形成する町内会（自治会）をいい、一部の住民のために組織された団体などは除きます。

※ 商店会・PTA・スポーツクラブ・文化、趣味の会・労働組合などの団体は対象となりません。

※ 子供会・婦人会・老人会については、コミュニティ活動の一環として行われる場合のみ対象となります。（主催する団体が何処なのか）

- 町内会活動とは？

町内会が行事の日時、場所、スケジュールなどを具体的に企画立案している活動です。（各町内会の事業計画などによる事業になります）

- 具体的には、
 - ・ 広報、回覧板などの配布活動
 - ・ 町内、公園、道路、河川などの清掃・草刈り活動
 - ・ 防犯パトロール、消火訓練などの防犯、防災活動
 - ・ 運動会、ソフトボール大会などのスポーツ活動
 - ・ 講習会、音楽会などの文化活動
 - ・ 総会、役員会、部会などの出席・列席

※ 特殊な事例

「敬老会」を老人クラブで実施する場合は、補償の対象にはなりません。町内会が主催として実施する場合は補償の対象になります。

同様に「こども会」を育成連絡会が主催する場合は、補償の対象にはありませんが、町内会が実施する場合は補償の対象になります。
(実際の事故の内容など損害保険会社の調査や判断が必要になる場合があります)

※ 町内会が市の補助などを受け保育園事業（認可外）などを行っている場合は補償の対象にはなりません。

補償の対象となる事故

■ 傷害補償

町内会の役員や住民が町内会活動中に「急激かつ偶然な外来の事故」によってケガをした場合に支払われる補償です。

○ たとえばこんな場合・・・

- ・町内運動会にてアキレス腱を切った！
- ・公園の草刈中、カマで指を切った！
- ・町内会の会合に行く途中、転んでケガをした！

■ 賠償責任補償

町内会活動（行事など）の遂行に起因する偶然な事故、住民が町内会活動の参加中に生じた偶然な事故、町内会が所有・管理・使用する施設に起因する事故で、町内会や住民が第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。

○ たとえばこんな場合・・・

- ・運動会のテントが倒れ観客にケガをさせた！
- ・町内会が管理する物置の壁や屋根の飛散により通行人にケガをさせてしまった！
- ・運動会用に借用していたテントを破ってしまった！
- ・新年会などで借りていたカラオケを壊してしまった！

※ 借用物については、地域の住民から借りた物なのか、地域外の知り合いから借りた物なのか、リース契約による借り物なのか。

(難しい判断になります)

■ 傷害見舞費用補償

他の地域に住んでいる住民の親族、及び他の地域に住んでいる方で町内会が参加を依頼した方が、町内会活動に参加した際、「急激かつ偶然な外来の事故」により怪我をし、入院、後遺障害、又は死亡した場合に支払われる補償です。

○ たとえばこんな場合・・・

- ・ 運動会に招待した来賓の方が突風で倒れたテントの下敷きになりケガをした！
- ・ 盆踊りに招待した来賓が舞台から落ちてケガをした！
- ・ お祭りに来た親戚の子が転倒し、入院した！

補償の対象とならない事故（主なもの）

■ 傷害補償

- ・ 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・ 無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・ 頸部症候群（むちうち）または腰痛で他覚症状のないもの
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などによる事故

等

■ 賠償責任補償

- ・ 給排水管・暖冷房装置・消火栓・スプリンクラーなどからの蒸気、水の漏水などによる事故
- ・ 施設の修理改造、取り壊しなどによる事故
- ・ 自動車の所有、管理、使用に起因する事故

等

■ 傷害見舞費用補償

- ・ 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・ 無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・ 頸部症候群（むちうち）または腰痛で多覚症状のないもの
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などによる事故

等

補償内容

■ 傷害補償

- 被保険者（対象者）1名あたり
 - ・ 死亡保険金 : 300万円
 - ・ 後遺障害保険金 : 9万円～300万円（程度に応じて）
 - ・ 入院保険金（日額：180日まで） 3,000円
 - ・ 通院保険金（日額：90日まで） 2,000円

■ 賠償責任補償

- 支払い限度額 1事故 3,000万円（免責なし）

■ 傷害見舞費用補償

- 死亡した場合 10万円
- 後遺障害が生じた場合 3千円～10万円（程度に応じて）
- 入院 31日以上 2万円
 - 15日～30日以内 1万円
 - 8日～14日以内 5千円

事故が起きたときの手続き

町内会活動中に万が一事故が起きてしまったら、すみやかに、その活動、事業（行事）を主催した各町内会会長から、苫小牧市町内会連合会事務局へご連絡ください。

苫小牧市町内会連合会事務局から、損害保険会社（代理店）へ連絡します。補償制度の要件を満たしている場合は、損害保険会社より当事者へ補償金が給付されます。

その他

この手引きの内容は、一般的な事由（原則）を記載しています。町内会活動の内容や方法、参加者、会場の状況など様々ですので、事故の発生状況によって補償の有無や対応の方法が異なる場合があります。